



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *30 和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則
(労働企画課)
- *31 和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則
(漁港課)
- 人事委員会規則
- *10 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- *11 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- *12 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *13 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *14 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *15 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *16 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *17 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *18 農林漁業普及指導手当に関する規則

○ 告示

- 383 新宮市の設置等 (市町村課)
- 384 新宮市の設置に伴う関係市町の人口の異動 (")
- 385 花園村の廃止等 (")
- 386 花園村の廃止に伴う関係町村の人口の異動 (")
- 387 紀の川市の設置等 (")
- 388 紀の川市の設置に伴う関係市町の人口の異動 (")
- 389 紀美野町の設置等 (")
- 390 紀美野町の設置に伴う関係町の人口の異動 (")
- 391 橋本市の設置等 (")
- 392 橋本市の設置に伴う関係市町の人口の異動 (")
- 393 白浜町の設置等 (")
- 394 白浜町の設置に伴う関係町の人口の異動 (")
- 395 市町村の廃置分合に伴う関係郡の人口の異動 (")

規 則

和歌山県規則第30号

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則
和歌山県勤労福祉会館管理規則（昭和59年和歌山県規則第109号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 会議室等の使用（第4条－第16条）
- 第3章 駐車場の使用（第17条－第22条）
- 第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

第2条及び第3条中「管理者」を「管理受託者」に改め、第3条の次に次の章名を付する。

第2章 会議室等の使用

第4条及び第5条中「管理者」を「管理受託者」に改める。
第6条第1項中「管理者」を「管理受託者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第7条及び第8条第1項中「管理者」を「管理受託者」に改める。

第8条第2項中「管理者の指定する職員（以下「係員」という。）」を「管理受託者」に改め、「係員に」を削る。

第9条中「管理者」を「管理受託者」に改める。

第10条の見出し中「使用料の納入」を「利用料金の納付」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「納入」を「納付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 管理受託者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるとき、納期限を別に定めることができる。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に、「管理者」を「管理受託者」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に改める。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「管理者を経由して知事」を「管理受託者」に改める。

第13条中「管理者」を「管理受託者」に改める。

第14条中「管理者又は係員」を「管理受託者」に改める。

第15条第1項中「管理者」を「管理受託者」に、同条第2項中「係員」を「管理受託者」に改め、同条第3項中「施設」の次に「及び設備」を加え、同項中「場合」を「とき」に、「管理者又は係員」を「管理受託者」に改め、同条第4項中「施設」の次に「及び設備」を加え、同項中「場合」を「とき」に改める。

第16条中「管理者」を「管理受託者」に、「管理者又は係員」を「管理受託者」に改める。

第17条を削り、本則に次の2章を加える。

第3章 駐車場の使用

(駐車車両)

第17条 駐車場に駐車することができる自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、その大きさは、長さ5.3メートル、幅1.7メートル、高さ2.1メートルをそれぞれ超えないものとする。

(回数券)

第18条 駐車場は、回数券により使用することができる。この場合において、回数券の種類は別表のとおりとし、その様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 前項の回数券の販売額は、管理受託者が知事の承認を得て定める。

(駐車料金の納付)

第19条 駐車場の利用料金(以下「駐車料金」という。)は、駐車場を使用する者が駐車場から自動車を出場させる時に納付するものとする。ただし、回数券に係る駐車料金にあっては回数券の交付を受けた時に納付するものとする。

(駐車場の使用方法)

第20条 駐車場を使用する者は、駐車場に自動車を入場させる際に駐車券(別記第5号様式)の交付を受け、及び駐車場から自動車を出場させる際に当該交付を受けた駐車券を差し出さなければならない。

(駐車券の紛失等)

第21条 駐車場を使用する者は、交付を受けた駐車券を紛失したときは、駐車券紛失届(別記第6号様式)を管理受託者に提出しなければならない。

2 管理受託者は、前項の駐車券紛失届の提出があったときは、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、駐車場から当該駐車券に係る自動車を出場させるものとする。

(駐車場の施設等の損傷等の届出等)

第22条 駐車場を使用する者は、駐車場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに管理受託者に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 駐車場を使用する者は、その責めに帰すべき理由により

駐車場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

第23条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を受けて管理受託者が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第18条関係)

種 類
1組(100円券11枚)
1組(200円券11枚)

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ) 使用申込書										※受付番号	
申込年月日		年 月 日		※承認年月日		年 月 日					
申込者	住所 団体名 代表者名	電話									
	担当者名	電話									
使用目的 (行事名称)		行事板表示時間 時 分～							入場予定人員		
									人		
使用日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで									
使用施設 (使用施設に○印を し、営利又は 営業の宣伝を 目的とする利用 の場合は、その 内容を記載して ください。)	4 階 ホール (A・B)		3 階 会議室 1 会議室 2 会議室 3 和室		2 階 多目的室 特別室 展示室 (ギャラリー)						
	催物の内容										
※利用料金			十	万	千	百	十	円	※備考		
1 ※印欄は、記入しないでください。 2 申込者が団体の場合は、団体所在地及び代表者名を記入してください。 3 使用目的は、行事名称を記入してください。 4 使用時間は、準備及び原状回復の時間を含みます。											
※決裁	※館長			※係			※特記事項				
※整理欄	※受付簿		※予定表		※台帳						
※使用 分類	1 会議	2 学習及び研修会	3 大会及び総会	4 式典	5 サークル活動	6 展示会	7 パーティ	8 その他			

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第12条関係)

和歌山県勤労福祉会館 (プラザホープ) 使用承認書										※ 承認番号	
申込年月日		年 月 日			※ 承認年月日		年 月 日				
申込者	住所 団体名 代表者名	電話									
	担当者名	電話									
使用目的 (行事名称)		行事板表示時間 時 分～								入場予定人員	
										人	
使用日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで									
使用施設 (使用施設に○印をし、営利又は営業の宣伝を目的とする利用の場合は、その内容を記載してください。) 4 階 ホール (A・B) 3 階 特別会議室 (A・B) 3 階 会議室 1 会議室 2 会議室 3 和室 2 階 多目的室 特別室 展示室 (ギャラリー)		催物の内容									
※ 利用料金			十	万	千	百	十	円	※備考		
上記のとおり使用することを承認します。 和歌山県勤労福祉会館館長 印 電話 (073) 425-3335											
(注) 1 承認印のないものは無効です。 2 施設使用の際は、この承認書を係員に提示してください。 3 利用料金は、原則としてお返しいたしません。 4 各室内での火気使用は、禁止しています。 5 この使用の権利は、他人に譲渡したり転貸することはできません。 6 使用終了後は、全部の設備を原状に復し、直ちに係員に引き継いでください。 7 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含みますからご了承ください。 8 次の場合には、使用承認の取消し、使用の停止又は退館をしていただくことになります。 (1) 使用目的に違反したとき。 (2) 条例、規則又は係員の指示に従わなかったとき。 9 室内での天井、壁等への用紙等の貼付は禁止していますので、詳しくは係員におたずねください。											

別記第3号様式中「使用料」を「利用料金」に、「和歌山県知事」を「和歌山県勤労福祉会館館長」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第 4 号様式 (第18条関係)

(その 1)

駐車回数券
(100円券)

- 駐車券、回数券の順に料金精算機にお入れください。
- 回数券は何枚でも使用できます。
- 機械に入れますので折り曲げないようご注意ください。

和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ駐車場

(その 2)

駐車回数券
(200円券)

- 駐車券、回数券の順に料金精算機にお入れください。
- 回数券は何枚でも使用できます。
- 機械に入れますので折り曲げないようご注意ください。

和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ駐車場

別記第 5 号様式 (第20条関係)

和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ駐車場
駐車券

- この券は出場の際に必要です。
折り曲げたり、紛失しないようご注意ください。
- 車から離れる際は、必ず鍵をおかけください。
- 車の出入は、営業時間内にお願いします。
- 本券を紛失、破損した時は、当駐車場規定の料金となります。

別記第 6 号様式 (第 21 条関係)

駐車券紛失届	
和歌山県勤労福祉会館館長 様 届出者住所 氏名 和歌山県勤労福祉会館 (プラザホープ) の駐車場に入場する際に交付された駐車券を紛失しましたので、届け出ます。	
種 別	普通 小型 軽
車 名	
自動車登録番号	
入場した年月日、時刻	年 月 日 時 分

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第17条を削り、本則に2章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県勤労福祉会館管理規則別記第1号様式、別記第2号様式又は別記第3号様式の規定に基づき作成されている用紙については、改正後の和歌山県勤労福祉会館管理規則（以下「新規則」という。）別記第1号様式、別記第2号様式又は別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行前に納付された会議室等の使用料に係る還付の申請については、新規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県規則第31号

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 和歌山県漁港海岸休憩施設（以下「休憩施設」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 休憩施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、その他休憩施設の利用者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 花火等により騒音を発する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休憩施設の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第3条に規定する指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
 - (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
 - (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
 - (4) 指定管理者の指示に従わない者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休憩施設の管理上支障があると認められる者
- （休憩施設の損傷等の届出等）

第3条 休憩施設を利用する者は、休憩施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は休憩施設を利用する者は、故意又は過失により休憩施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請及び募集)

第6条 条例第6条の申請書の様式は、和歌山県漁港海岸休憩施設指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 休憩施設の管理に関する事業計画書
- (2) 休憩施設の管理に関する歳入歳出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、条例第6条の規定による申請を求めるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 休憩施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 休憩施設の管理に係る経費の収支状況

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、休憩施設の管理に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第6条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 6 条関係)

和歌山県漁港海岸休憩施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例第 6 条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県人事委員会規則第10号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(派遣先団体)

第2条 条例第2条に規定する人事委員会規則で定める団体(以下「派遣先団体」という。)は、別表第1に掲げる団体とする。

第3条 削除

第8条及び第9条を次のように改める。

(特定法人)

第8条 条例第10条に規定する人事委員会規則で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という。)は、別表第2に掲げる法人とする。

第9条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

区 分	団 体 の 名 称
条例第2条第1号に該当する団体	財団法人橋本市文化スポーツ振興公社
	財団法人和歌山環境保全公社
	財団法人和歌山県救急医療情報センター
	財団法人和歌山県勤労福祉協会
	財団法人和歌山県下水道公社
	財団法人和歌山県栽培漁業協会
	財団法人和歌山県社会経済研究所
	財団法人和歌山県職員互助会
	財団法人和歌山県民総合健診センター
	財団法人和歌山県スポーツ振興財団
	財団法人わかやま産業振興財団
	財団法人和歌山県農業公社
	財団法人和歌山県文化財センター
	財団法人和歌山県文化振興財団
	財団法人和歌山県老人クラブ連合会
	財団法人和歌山県国際交流協会
	財団法人和歌山県医学振興会
	財団法人和歌山県人権啓発センター
	社団法人和歌山県観光連盟
	社団法人和歌山県青少年育成協会
	社団法人和歌山県森林と緑の公社
	社団法人和歌山県経済センター
	社団法人和歌山県病院協会
	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
	社会福祉法人和歌山県福祉事業団
	和歌山県住宅供給公社
	和歌山県商工会連合会
	和歌山県道路公社
	和歌山県土地開発公社
	和歌山県農業会議
	和歌山県漁業信用基金協会
	和歌山県中小企業団体中央会
	和歌山県市長会
	海南商工会議所

条例第2条第2号に該当する団体

大阪湾広域臨海環境整備センター
独立行政法人緑資源機構
財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構
財団法人地域創造

別表第2中「第8条第1項第1号」を「条例第10条第1号」に、「第8条第1項第2号」を「条例第10条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改め、同条第2項中「同じ。）」の次に「及び任期付短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を、「、再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第8条の6の次に次の1条を加える。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の7 第8条の3から前条までの規定(第8条の3第6項第3号及び第4号、第8条の5第5項第3号及び第4号並びに前条第7項第3号及び第4号並びに第8項各号を除く。)は、条例第8条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の3第5項第1号、第8条の5第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8条の3第5項第2号、第8条の5第5項第2号及び前条第7項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第8項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第8条の6を削る。

第8条の5第1項中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第8条の5第8項中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改め、同条を第8条の6とする。

第8条の4を削る。

第8条の3第1項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に

改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第8条の3第5項第4号中「前条第1項」を「前条」に改め、同条を第8条の5とする。

第8条の2中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の次に次の2条を加える。

(育児を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)

第8条の2 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月において3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第8条の3 条例第8条の2第1項の規定による請求は、早出遅出勤務請求書(別記第1号様式)により行うものとする。

- 2 前項の請求は、早出遅出勤務(条例第8条の2第1項に規定する早出遅出勤務をいう。以下同じ。)を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ行うものとする。

- 3 第1項の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

- 4 任命権者は、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休息時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

- 5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

- 6 第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより

当該請求をした職員の子でなくなった場合

- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、前条に定める者に該当することとなった場合

- 7 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

- 8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第6項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

- 9 前項の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(別記第2号様式)により行うものとする。

- 10 第5項の規定は、第8項の規定による届出について準用する。

第10条中「に再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」の次に「及び条例第2条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間」を加える。

第10条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第2号中「又は第28条の5第1項」を「、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」に改める。

第14条第4号中「5日」を「7日」に改め、同号中ウの次に次のように加える。

エ アからウまでに掲げる活動のほか社会に貢献する活動で、保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境の保全、災害の救援、地域の安全及び子どもの健全育成を図る活動等で人事委員会と協議のうえ任命権者が必要と認めるもの

第14条第11号中「生後1年6月」を「生後3年」に改め、同条第12号中「の配偶者」を「が妻」に、「次条及び別表第3」を「次号」に改め、「が出産する場合で、職員が配偶者」及び「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を「場合」に改め、同条中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中「小学校」を「中学校」に改め、同条を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の

期間

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。)」を加える。

第22条第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、」を「あらかじめ」に改める。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第22条第1項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間に含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

☐ 早出遅出勤務請求書☐ 深夜勤務制限請求書☐ 時間外勤務制限請求書

任命権者 様

年 月 日

次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 早出遅出勤務の制限 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 時間外勤務の制限 を請求します。請求者 所 属
職・氏名

㊞

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名		(要介護者の続柄:)	
	子の生年月日		年 月 日生 (□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日		年 月 日	
2 職員の配偶者である者の有無及び状況	☐ 就業している。 (早出遅出勤務又は時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 負傷、疾病、又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 ☐ 産前 8 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 又は産後 8 週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から		☐ 毎日
	深夜勤務の制限	年 月 日まで		☐ 毎週
	時間外勤務の制限	年 月 日から		☐ その他 (曜日)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業時刻及び終業時刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業		【理由】	

(注)

1 について

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、□「出産予定日」に ✓ 印を記入する。

2 について

- (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。
 (2) 「就業している」とは、就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。

3 について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4 について

子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。

5 について

この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。
 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 2 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

任命権者

様

所 属
職・氏名

㊦

次のとおり ☐ 早出遅出勤務
☐ 深夜勤務の制限
☐ 時間外勤務の制限 に係る ☐ 子の養育
☐ 要介護者の介護 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- ☐ 子が死亡した。
- ☐ 職員の子でなくなった。
(☐離縁 ☐養子縁組の取消し)
- ☐ 同居しなくなった。
- ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなつた。

(2) 介護の状況の変更

- ☐ 要介護者が死亡した。
- ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由：)

2 届出の事実が生じた日

年 月 日

- (注) 1 該当する□欄に✓印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第12条 条例第21条第1項の人事委員会が定める日は、11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)とする。

2 条例第21条第2項の人事委員会が定める日は、基準日の属する月の給料の支給日とする。

第13条第1項第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に、同条第2項第5号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第14条の2 条例第24条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、別表第5に掲げる額とする。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。別表第5中「第14条」の次に「及び第14条の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に、同条第2項第5号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第15条の2 条例第20条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、別表第5に掲げる額とする。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、月の1日から末日までの間

における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。別表第5中「第15条」の次に「及び第15条の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第13条 条例第20条第1項の人事委員会が定める日は、11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)とする。

2 条例第20条第2項の人事委員会が定める日は、基準日の属する月の給料の支給日とする。

第14条第1項第5号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に、同条第2項第4号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

第15条中「第22条」を「第22条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第15条の2 条例第22条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、別表第5に掲げる額とする。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。別表第5中「第15条」の次に「及び第15条の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 16 号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年和歌山県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 17 号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和 33 年和歌山県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「再任用短時間勤務警察官」を「再任用短時間勤務警察官等」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第 18 号

農林漁業普及指導手当に関する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

農林漁業普及指導手当に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 51 号。以下「条例」という。)第 24 条の 2 の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第 2 条 条例第 24 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員(条例第 19 条の 3 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める職にある職員を除く。)とする。

(1) 農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)第 9 条に規定する普及指導員の任用資格を有する者で普及指導員として任用された職員

(2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 187 条第 3 項に規定する林業普及指導員の任用資格を有する者で林業普及指導員として任用された職員

(3) 農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格し、又はそれに準ずる資格を有する者で水産業普及指導員として任用された職員

(支給要件)

第 3 条 条例第 24 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める要件は、月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち、農業改良助長法第 8 条第 2 項各号に規定する事務(前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員にあっては、これに準ずる事務)に従事した日(人事委員会が別に定める日を含む。)の合計が、その月の勤務を要する日の合計の 2 分の 1 以上で、同法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する普及指導事務(現地において、農業者を直接指導する場合に限る。前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員にあっては、これに準ずる普及指導事務)に従事した日がある場合とする。

2. 前項に規定する勤務を要する日は、次の各号に掲げる日に該当しない日をいう。ただし、条例第 9 条の 2 に規定する再任用短時間勤務職員の勤務を要する日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年和歌山県条例第 6 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項の規定により月の初日から末日までの間に勤務を要することとされた日とする。

(1) 条例第 5 条第 1 号に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等

(2) 勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日

(支給額)

第 4 条 農林漁業普及指導手当の月額は、800 円に月の初日から末日までの間において第 2 条に規定する職員が前条第 1 項に定める普及指導事務に従事した日数を乗じて得た額とする。ただし、その額は、その者の給料の月額に 100 分の 8 を乗じて得た額を超えることができない。

(支給の方法)

第 5 条 農林漁業普及指導手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、農林漁業普及指導手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(農林漁業改良普及手当に関する規則の廃止)

2 農林漁業改良普及手当に関する規則(昭和 39 年和歌山県

人事委員会規則第 8 号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行日から起算して 1 年を経過する日までの間における第 4 条の規定の適用については、同条中「800 円」とあるのは「1,200 円」とする。

告 示

和歌山県告示第 383 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、新宮市及び東牟婁郡熊野川町を廃し、その区域をもって新宮市を設置し、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 384 号

新宮市及び東牟婁郡熊野川町を廃し、その区域をもって新宮市を設置し、平成 17 年 10 月 1 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係市町の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

新市名	人	口
新宮市	男 16,305 人 女 18,871 人	計 35,176 人
旧市町名	人	口
新宮市	男 15,334 人 女 17,799 人	計 33,133 人
熊野川町	男 971 人 女 1,072 人	計 2,043 人

和歌山県告示第 385 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、伊都郡花園村を廃し、その区域を同郡かつらぎ町に編入し、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 386 号

伊都郡花園村を廃し、その区域を同郡かつらぎ町に編入し、平成 17 年 10 月 1 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係町村の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

編入後	人	口
かつらぎ町	男 9,897 人 女 11,048 人	計 20,945 人
編入前	人	口
かつらぎ町	男 9,597 人 女 10,734 人	計 20,331 人

花園村	男 300 人 女 314 人	計 614 人
-----	-----------------	---------

和歌山県告示第 387 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町を廃し、その区域をもって紀の川市を設置し、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 388 号

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町を廃し、その区域をもって紀の川市を設置し、平成 17 年 11 月 7 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係市町の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

新市名	人	口
紀の川市	男 33,365 人 女 36,702 人	計 70,067 人
旧町名	人	口
打田町	男 7,281 人 女 7,913 人	計 15,194 人
粉河町	男 8,030 人 女 8,888 人	計 16,918 人
那賀町	男 4,152 人 女 4,683 人	計 8,835 人
桃山町	男 3,781 人 女 4,260 人	計 8,041 人
貴志川町	男 10,121 人 女 10,958 人	計 21,079 人

和歌山県告示第 389 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、海草郡野上町及び同郡美里町を廃し、その区域をもって同郡紀美野町を設置し、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 390 号

海草郡野上町及び同郡美里町を廃し、その区域をもって同郡紀美野町を設置し、平成 18 年 1 月 1 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係町の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

新町名	人	口
-----	---	---

紀美野町	男 5,754人 女 6,633人 計 12,387人
旧町名	人 口
野上町	男 3,875人 女 4,442人 計 8,317人
美里町	男 1,879人 女 2,191人 計 4,070人

和歌山県告示第 391 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、橋本市及び伊都郡高野口町を廃し、その区域をもって橋本市を設置し、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 392 号

橋本市及び伊都郡高野口町を廃し、その区域をもって橋本市を設置し、平成 18 年 3 月 1 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係市町の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

新市名	人 口
橋本市	男 33,545人 女 36,924人 計 70,469人
旧市町名	人 口
橋本市	男 26,322人 女 28,749人 計 55,071人
高野口町	男 7,223人 女 8,175人 計 15,398人

和歌山県告示第 393 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、西牟婁郡白浜町及び同郡日置川町を廃し、その区域をもって同郡白浜町を設置し、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 394 号

西牟婁郡白浜町及び同郡日置川町を廃し、その区域をもって同郡白浜町を設置し、平成 18 年 3 月 1 日から施行することに伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 177 条第 1 項第 1 号の規定により、関係町の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

新町名	人 口
白浜町	男 11,424人 女 13,139人 計 24,563人
旧町名	人 口
白浜町	男 9,140人 女 10,582人 計 19,722人
日置川町	男 2,284人 女 2,557人 計 4,841人

和歌山県告示第 395 号

市町村の廃置分合に伴い、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 176 条第 1 項第 1 号の規定により、関係郡の人口は次のように異動する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 平成 17 年 4 月 1 日から異動

郡名	人 口
海草郡	男 5,754人 女 6,633人 計 12,387人
西牟婁郡	男 24,520人 女 27,452人 計 51,972人
東牟婁郡	男 25,224人 女 29,672人 計 54,896人

(理由) 海南市及び海草郡下津町を廃し、その区域をもって海南市を設置すること。

西牟婁郡串本町及び東牟婁郡古座町を廃し、その区域をもって設置される串本町の属すべき郡の区域を東牟婁郡とすること。

2 平成 17 年 5 月 1 日から異動

郡名	人 口
日高郡	男 28,426人 女 31,259人 計 59,685人
西牟婁郡	男 21,159人 女 23,857人 計 45,016人
東牟婁郡	男 23,416人 女 27,611人 計 51,027人

(理由) 田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって田辺市を設置すること。

3 平成 17 年 10 月 1 日から異動

郡名	人 口
東牟婁郡	男 22,445人 女 26,539人 計 48,984人

(理由) 新宮市及び東牟婁郡熊野川町を廃し、その区域をもって新宮市を設置すること。

4 平成 17 年 11 月 7 日から異動

郡名	人 口
那賀郡	男 23,368人 女 24,788人 計 48,156人

(理由) 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町を廃し、その区域をもって紀の川市を設置すること。

5 平成 18 年 3 月 1 日から異動

郡名	人 口
伊都郡	男 15,582人 女 16,791人 計 32,373人

(理由) 橋本市及び伊都郡高野口町を廃し、その区域をもって橋本市を設置すること。